

国立市中小企業等経営支援金(事業継続支援金[第2期])申請要項

国は、令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出の自粛等により、ひと月の売上が50%以上減少した事業者等に対して、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金」という。)」を給付しています。また、都は時短営業に協力した飲食店に対して、「緊急事態宣言に伴う営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(以下、宣言期間の延長に伴うものを合わせて「協力金」という。)」を給付しています。

国立市では、令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出の自粛等の影響で売上が減少したものの、国の一時支援金および都の協力金の対象外となってしまった事業者に対して、「事業継続支援金」を交付します。

■ 交付金額

1事業者あたり一律**10万円**

■ 交付の条件

- ・**国の一時支援金および都の協力金の対象外**であること
- ・**令和3年1月～3月のいずれかの月**の売上が前年または前々年同月比で**20%以上50%未満減少**していること ※50%以上減少している月がある場合は、国の一時支援金をご案内します。
- ・次のいずれかに該当すること（具体例は下記および「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。）
 - a) 緊急事態宣言に伴う**飲食店の時短営業により直接または間接的な影響を受けている事業者**
※原則として国の一時支援金の対象に準じます。
 - b) 緊急事態宣言に伴う**外出自粛等により直接的な影響を受けている事業者**
※原則として国の一時支援金の対象に準じます。
- ・**★従前から午後8時～翌朝午前5時の間は営業していなかった飲食店等**を含みます。
- ・令和2年12月末日以前から同一事業を営んでいること

■ 対象の事業者

- 市内に事業所等のある中小企業等または個人事業者など（フリーランス等を含む）
- ※資本金の額または出資の総額が10億円未満。資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下
- ※政治団体、宗教団体等は対象外
- ※年間事業収入が10万円未満の事業者は対象外

■ 申請期限

- 令和3年6月15日（火）まで
- ※郵送申請の場合、当日到着分まで

■ 対象例

- a) 令和3年1月の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業により影響を受けている事業者の例
 - ① 主に飲食店と直接取引をしている食品加工・製造事業者（惣菜製造業者等）
 - ② 主に飲食店と直接取引をしている器具・備品事業者（食器販売事業者等）
 - ③ 主に飲食店と直接取引をしているサービス事業者（清掃事業者等）
 - ④ 主に①または②と直接取引をしている流通関連事業者（卸・仲卸等）
 - ⑤ 主に①、②または④と直接取引をしている生産者（農業者・食器製造事業者等）
- b) 令和3年1月の緊急事態宣言に伴う外出自粛等により影響を受けている事業者の例
 - ① 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者（タクシー事業者・小売店・理容店等）
 - ② 主に①と直接取引をしている事業者（清掃事業者等）
 - ③ 以前から昼間のみ営業していた飲食店等

■ 売上減少率の算定方法

$$\text{売上減少率} = \left(1 - \frac{\text{対象月の売上}}{\text{前年または前々年同月の売上}}\right) \times 100$$

※創業または事業拡大等により前年または前々年同月との比較が適当でない特段の事情がある場合は、以下のいずれかの算定方法としてください。

$$\text{売上減少率} = \left(1 - \frac{\text{対象月の売上}}{\text{前年または前々年の月平均の売上}}\right) \times 100$$

$$\text{売上減少率} = \left(1 - \frac{\text{対象月の売上}}{\text{前年または前々年における連続する3か月の平均売上}}\right) \times 100$$

※平均売上は営業日平均または暦月平均で算定できます。

■ 申請先

①インターネットによる申請

国立市HPから「国立市中小企業等経営支援金」ページにアクセスし、申請してください。

※振込希望口座名義が代表者以外の場合、委任状が必要となりますので、郵送または窓口持参による申請をお願いします。

②郵送による申請

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1

国立市役所 まちの振興課 商工観光係

※封筒の表面に「国立市中小企業等経営支援金申請書在中」と朱書きしてください。

③窓口持参による申請

国立市役所窓口（p.4のお問い合わせ先欄の窓口）

※接触機会削減（感染防止）のため、できるだけ①インターネットまたは②郵送による申請をお願いします。

■ 申請方法

〈①インターネット申請の場合〉

・上記「申請先」のサイトへアクセスし、入力フォームに必要事項を入力し、次ページの「用意する書類」の電子データ（PDF形式推奨）を1つのフォルダにまとめ、zipファイルで圧縮のうえアップロードしてください。

※フォルダ名は申請者名としてください。

※データ容量は3MB以下としてください。

・申請が完了した場合、自動で受付メールが送信されます。（受付メールが届かない場合、正常に受付ができていない場合があります。）



▲市の「国立市中小企業等支援金」の二次元コード



▲国の「一時支援金」の二次元コード(参考)

〈②郵送申請・③窓口申請の場合〉

申請書に必要事項を記入のうえ、上記の「用意する書類」を同封のうえ、上記「申請先」まで郵送または持参ください。

■用意する書類 ※業歴1年未満の事業者の方の必要書類は市HPをご確認ください。

セーフティネット保証の認定を国立市から受けている場合および令和2年度実施の国立市中小企業等経営支援金の交付決定を国立市から受けていて、既に国立市に提出済みの書類がある場合は、提出を一部省略できます。(本人確認書類の写しを除く。)

- (1)申請書(本要項のp.5の様式第1号。インターネット申請の場合はフォームに入力してください。)
※郵送・窓口申請の場合は代表者印を押印してください。
- (2)確定申告書の写し
※令和元年または令和2年のいずれかで、申告済みの直近の年のものをご用意ください。
※中小企業等の場合は「別表1」および「法人事業概況説明書」を添付してください。
※個人事業者等の場合は申告書B「第1表」および「第2表」を添付してください。
※電子申告の場合は受信通知を添付してください。
- (3)履歴事項全部証明書の写し【中小企業等のみ】
- (4)本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)の写し【個人事業者等のみ】
- (5)令和3年1月～3月の売上高とそれらの前年および前々年同月の売上高が確認できる帳簿類の写し(月平均の売上高により算定する場合は該当するすべての月)
- (6)振込先の金融機関口座が確認できるもの(通帳等の写し)
- (7)事業所等が市内にあることがわかる資料【中小企業等で本店所在地が市内の場合は不要】
- (8)緊急事態宣言地域の飲食店との直接または間取引を示す書類の写し(「取引日」「取引先名称」「金額」が記載された請求書・納品書・領収書・売上台帳等)【p.1の対象例a)のみ】
※取引日が平成31年1月～3月または令和2年1月～3月の書類をご用意ください。
※本要項のp.7の別紙(取引先情報票)による代替可
- (9)主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っていることを示す資料(店舗の内観写真等)【p.1の対象例b)①のみ】
- (10)緊急事態宣言地域内で主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている事業者との直接取引を示す書類の写し(「取引日」「取引先名称」「金額」が記載された請求書・納品書・領収書・売上台帳等)【p.1の対象例b)②のみ】
※取引日が平成31年1月～3月または令和2年1月～3月の書類をご用意ください。
※本要項のp.7の別紙(取引先情報票)による代替可
- (11)営業時間を示す資料(営業時間記載の看板の写真・パンフレット等)【p.1の対象例b)③のみ】

■その他

- ・申請内容審査の結果、支援金を交付することが決定した場合は、申請いただいた口座にお支払いすることをもって交付決定通知に代えさせていただきます。申請内容審査の結果、支援金を交付できないことが決定した場合は、書面でその旨を通知いたします。
- ・同一の申請者に対して、事業継続支援金(第2期)の交付は一度に限ります。
- ・申請内容に不備や疑義がある場合は、申請者や担当税理士、取引先事業者等に問い合わせる場合があります。

■よくあるお問い合わせ(その1)

Q. 令和2年度に国立市中小企業等経営支援金(自粛対応支援金・事業継続支援金、テナント家賃支援金)を既に受けているのですが、今回の事業継続支援金(第2期)は申請できますか。

A. 申請できます。

Q. 令和2年4月以降に創業した企業も申請できますか。

A. 令和2年における月平均の売上高をもとに申請できます。

なお、令和3年1月1日以降に創業した事業者は申請できません。

Q. 一度でも飲食店と直接取引をしていれば対象となりますか。

A. 反復継続した取引している事業者が対象です。(ただし、申請内容に虚偽がない旨の宣誓を前提に、取引を示す書類の写しは1種類以上ご提出いただくこととし、全数のご提出は不要です。)

■よくあるお問い合わせ（その2）

Q.「売上高が確認できる帳簿類の写し」とは、何を用意すればよいですか。

A.決まった様式は特にありません。経理ソフトから抽出した売上データやエクセルで作成した売上データ、手書きの売上帳のコピー等をご提出ください。

Q. 何という振込人名義で口座に振り込まれますか。

A.「ケイティウツヨウキョウトウシケンキ」という振込人名義にてお振込みいたします（通帳への印字の文字制限により途中までの表示となります。）なお、インターネット申請の場合、交付決定後、ご入力いただいたメールアドレスにお知らせメールをお送りいたします。

Q. インターネット申請をしましたが、受付メールが届きません。

A.申請が正常に完了した場合、自動で受付メールが送信されます。迷惑メールフォルダにメールがないかご確認ください。携帯メールアドレスを登録した場合、迷惑メールフィルタにより受信できない場合があります。この場合、下記連絡先までお問合せください。

Q. ゆうちょ銀行の場合、口座情報欄はどのように入力すればよいですか。

A.通帳、キャッシュカード等に記載されている記号・番号から、振込用の店名・預金種目・口座番号を変換する必要があります。以下の株式会社ゆうちょ銀行のサイトをご確認ください。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

Q. 具体的な対象者の例を教えてください。

A. 下表をご覧ください。

① 食品加工・製造事業者	惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者等
② 飲食関連の器具・備品事業者	食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者等
③ 飲食店に対するサービス事業者	接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者等
④ 流通関連事業者	業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者等
⑤ 飲食品・器具・備品等の生産者	農業者、漁業者、器具・備品製造事業者等
⑥ 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者	宿泊事業者、旅客運送事業者、自動車賃貸業、旅行代理店、小売事業者、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン等）等
⑦ ⑥の事業者への商品・サービス提供を行う事業者	食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者等
⑦ 昼間営業の飲食事業者	昼間営業等の飲食店・喫茶店等

■お問い合わせ先

○国立市役所 まちの振興課 商工観光係（21番窓口）

東京都国立市富士見台2-47-1

電話：042-576-2111（内線347・348）

（受付時間：平日午前9時～午後5時）

国立市長 殿

郵便番号 _____

住所（所在地） _____

法人名又は事業所名称 _____

氏名（法人にあつては役職及び代表者氏名/個人事業主にあつては氏名） _____

印 _____

電話番号 _____

国立市中小企業等経営支援金（事業継続支援金）交付申請書

国立市中小企業等経営支援金（事業継続支援金）の交付を受けたいので、次の宣誓に同意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 申請者情報

申請者区分 (☑)	事業開始年月日
<input type="checkbox"/> 中小企業その他法人等 <input type="checkbox"/> フリーランスを含む個人事業者	
<input type="checkbox"/> 緊急事態宣言発令地域内の飲食店と直接又は間接の取引がある <input type="checkbox"/> 緊急事態宣言発令地域内の対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者である <input type="checkbox"/> 緊急事態宣言発令地域内の対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者と直接の取引がある <input type="checkbox"/> 従前から午後8時～翌朝午前5時の間は営業していなかった飲食店等である	

2 売上高等

A 対象月の売上高	B 前年又は前々年同月の売上高	C 減少率
(令和3年 月)	(年 月)	$(1 - (A / B)) \times 100$
円	円	%

※ 売上高が前年又は前々年同月比で20%以上50%未満減少した月が2月以上ある場合は、減少率が最も大きい月を記入してください。

※ **C**には小数点以下第一位（小数点以下第二位切り捨て）までの数字を記入してください。

※ 創業から1年に満たない場合や事業拡大等により前年又は前々年同月との比較が適当でない特段の事情がある場合は、**B**には「前年又は前々年の月平均売上高」又は「前年又は前々年の連続する3か月の平均の売上高」を記入してください。

(1 / 2)

3 交付申請額 100,000円

4 振込先

国立市中小企業等経営支援金は、下記の口座に振込みするよう依頼します。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店		
種目	口座番号(右詰めで記入)		
1普通・2当座・4貯蓄			
口座名義人(カタカナ)			

(注) 振込口座が代表者以外の方(会計等)の場合は別途委任状を提出してください。

5 市への申請状況(認定有無(☑))

- 令和2年度に市の国立市中小企業等経営支援金の交付を受けている
- 令和2年度に市のセーフティネット保証の認定を受けている

宣 誓

国立市中小企業等経営支援金の申請に当たり、次のとおり宣誓します。

- 1 本支援金の交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類に記載した内容に虚偽はありません。
- 3 今後も事業継続の意思があります。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- 5 上記の内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還等に応じます。

<提出書類チェック欄>

- 確定申告書の写し
- 売上高確認書類(令和3年1月~3月及び比較する月)
- 履歴事項全部証明書(中小企業等のみ)
- 本人確認書類の写し(個人事業者等のみ)
- 振込先口座確認書類
- 事業所等の所在地確認書類(中小企業等で本店所在地が市内の場合は不要)
- 飲食店との直接又は間接取引を示す書類(申請要項対象例aのみ)
- 個人向け対面営業を行っていることを示す書類(申請要項対象例b①のみ)
- 個人向け対面営業事業者と直接又は間接取引を示す書類(申請要項対象例b②のみ)
- 営業時間を示す書類(申請要項対象例b③のみ)

※ 申請に係る事業者等の情報は本件交付事業以外の目的には使用しません。

(2/2)

(別紙)

令和 年 月 日

国立市長 殿

法人名又は事業所名称

氏名(法人にあつては役職及び代表者氏名/個人事業主にあつては氏名)

取引先情報票

国立市中小企業等経営支援金(事業継続支援金)の申請にあたり、取引を示す書類の写しに代えて、取引先の情報について下記のとおり提出します。

また、記載した内容に虚偽がないことを宣誓します。

記

1 申請者の該当区分

申請者区分 (<input checked="" type="checkbox"/>)
<input type="checkbox"/> 緊急事態宣言発令地域内の飲食店と直接又は間接の取引がある
<input type="checkbox"/> 緊急事態宣言発令地域内の対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者と直接の取引がある

2 取引先情報

1 取引先の法人名(または屋号)	2 取引先の所在地
3 取引先の電話番号	4 取引先に提供した商品・サービス
5 取引日(平成31年1月～3月または令和2年1月～3月のもの)	6 左記取引日における取引金額